

奈良県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和
高原南部土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和七年一月七日

奈良県知事 山下 真

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉岡 秀義 宇陀市大宇陀野依二〇〇